

特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に 関する有識者会議（第1回会議）

令和7年1月
防 衛 省

目 次

防衛省におけるこれまでの情報保全事案・・・・・・・・・・・・・・・・	3
令和4年12月、令和6年4月及び7月に公表した事案の概要・・	4
衆議院及び参議院情報監視審査会の勧告・・・・・・・・・・・・・・	5
令和6年12月に公表した事案及び再発防止策の概要・・・・・・・・	7

防衛省におけるこれまでの情報保全事案

① 海上自衛隊OBへの特定秘密漏えい事案(令和4年12月公表)

海上自衛隊員が、元自衛艦隊司令官OBに対して特定秘密等の情報を漏らした事案

→ 衆、参情報監視審査会から初の勧告

② 海上自衛隊、陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案(令和6年4月公表)

海上自衛隊員及び陸上自衛隊員が、特定秘密を取り扱うために必要な適性評価を実施していない隊員に特定秘密の情報を取り扱わせていた事案等。

→ 大臣指示により、適性評価未実施の隊員が特定秘密の情報を取り扱ったことがないか等について全省点検を実施

全省点検の結果

③ 特定秘密漏えい事案等(令和6年7月公表)

特定秘密保護法上の漏えいと評価される事案及び特定秘密に係る手続において瑕疵があった事案を確認。

→ 衆、参情報監視審査会から2回目の勧告(外部有識者の意見を踏まえることを含む)

勧告を踏まえて改めて全省点検した結果

④ 特定秘密漏えい事案等(令和6年12月公表)

特定秘密保護法上の漏えいと評価される事案及び特定秘密に係る手続において瑕疵があった事案等を確認。

→ 真に実効性のある再発防止策を構築(外部有識者会議の設置を含む)

令和4年12月、令和6年4月及び7月に公表した事案の概要

海上自衛隊OBへの特定秘密漏えい事案(令和4年12月26日公表)

令和2年3月、海上自衛隊情報業務群司令が、かつて上司であった秘密を取り扱う資格のない元自衛艦隊司令官に対して実施した情勢ブリーフィングにおいて、特定秘密等の情報を漏らした事案。

海上自衛隊、陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案(令和6年4月26日公表)

- 令和4年6月、海上自衛隊護衛艦「いなづま」の当時の艦長が、適性評価未実施の隊員を特定秘密取扱職員に指名し、特定秘密の情報を取り扱わせていた事案。
- 令和5年7月、陸上自衛隊北部方面隊隷下の部隊指揮官が、訓練において指示・伝達を行う際に、適性評価未実施の隊員に特定秘密の情報を伝達した事案。
- いずれの事案についても特定秘密の部外への流出は確認されていない。



大臣指示を発出し、適性評価未実施の隊員が特定秘密の情報を取り扱ったことがないか
特定秘密保護法に基づく関連規則が適切な運用をなされているかについて全省点検を実施

全省点検の結果

特定秘密漏えい等事案(令和6年7月12日公表)

- 特定秘密保護法上の漏えいと評価される事案43件を確認。
 - ・戦闘指揮所(CIC)という保全区画や艦橋に勤務する適性評価未実施の隊員を特定秘密を知り得る状態に置いた事案。
 - ・適性評価未実施の隊員に特定秘密を取り扱わせた事案(例:海賊対処行動中の護衛艦「あけぼの」がミサイル関連情報を得た際、CICに適性評価未実施の隊員がいるにもかかわらず、情報共有のため特定秘密をスクリーンに表示)。
- 特定秘密に係る手続において瑕疵があった事案15件を確認(例:適性評価未実施の隊員を特定秘密取扱職員に指名したが、特定秘密の取扱いはなかった)。
- 上記の事案のうち10件は、防衛装備庁からの異動に伴い発生した事案(漏えいと評価されるもの2件、手続の瑕疵8件)。
- いずれの事案についても特定秘密の部外への流出は確認されていない。

衆議院及び参議院情報監視審査会の勧告

防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告 令和6年7月17日 衆議院情報監視審査会

(略)

当審査会は、防衛省においては、「特定秘密」の保全に対する考え方を抜本的に改め、信頼を回復することが急務であることを確認し、防衛省における特定秘密保全体制等の更なる改善が必要であると認め、国会法第102条の16及び衆議院情報監視審査会規程第21条の規定に基づき、次の諸点について措置すべきものと勧告するとともに、当該勧告の結果とられた措置について報告を求める。

記

1 保全教育の抜本的な運用改善

本漏えい事案は、再発防止策として防衛省が何度も繰り返し実施してきた情報保全教育を徹底する中で発生していることから、これまでの保全教育の内容では特定秘密保護法の趣旨が徹底されておらず不十分である。

これを踏まえ、まずは情報保全教育の内容の検証を行い、**外部の有識者の意見を踏まえ**、抜本的に保全教育を見直し、当該保全教育の効果について検証・改善を恒常的に行う仕組みを構築すること。これにより、幹部を含む防衛省・自衛隊全体の特定秘密に対する正しい理解の浸透と厳格な規範意識の醸成を徹底させること。

2 定期検査に関する運用改善

本漏えい事案等が、通常の定期検査とは別の機会に明らかとなっており、これまで実施した定期検査が全く意味をなしていなかった事実に鑑み、定期検査について、**外部の有識者の意見を踏まえた抜本的な見直し**を行うこと。加えて、漏えいの可能性を根絶すべく恒常的に確認すること。

(略)

4 運用改善による信頼の回復

我が国の情報保全体制に係る懸念を払拭し、信頼・信用を回復するため、特定秘密の運用全般について**外部の有識者の意見を踏まえた**実効性のある抜本的な改善を行うこと。

また、国民及び国会に対し、積極的に今般の事案に関する情報開示を行うとともに、我が国に特定秘密を提供している関係国に対し、丁寧に説明を尽くすこと。あわせて、現在調査中の2事案の調査結果を速やかに審査会へ報告すること。

さらに、今般の漏えい事案等の根本的な原因及び再発防止策等について、政府全体の情報保全体制の強化のため、他の行政機関と情報共有を行うこと。

(略)

これらの事案が生じた背景には、幹部自衛官の遵法精神の欠如、保全意識の欠落、特定秘密保護制度に関する知識の不足に加え、海上自衛隊の艦艇に特有の執務環境を十分に考慮せず、適性評価の実施を必要とする者の範囲を見誤るといった組織的・構造的要因が存在すると断言せざるを得ない。

(略)

参議院情報監視審査会は、調査の結果、防衛省における情報保全体制等の改善が必要であると認め、国会法第102条の16及び参議院情報監視審査会規程第21条の規定に基づき、防衛大臣に対し、次の事項について措置すべきものと勧告するとともに、当該勧告の結果とられた措置について報告を求める。

(略)

1. 幹部自衛官を始めとする全自衛隊員に対する特定秘密の保全に係る **定期的な教育及び習得の確認の在り方**や対外的に公表していない保秘情報の取扱いを含め、防衛省・自衛隊における情報保全体制を抜本的に見直すとともに、法律及び規範を遵守する組織風土への改善に向けて全省的に取り組むこと。

(略)

5. 特定秘密の保護に係る業務について、特定秘密保護法や関連法規に基づき適正に行われているかどうかの確認を常時徹底すること。その上で、特定秘密の保護の状況に関する **定期検査の在り方を抜本的に見直し**、漏えい等の事案を早期に認知することができる体制を整備すること。

(略)

9. 我が国の情報保全体制を万全なものとするため、防衛省が行った事案への対応を含め、特定秘密保護の運用全般について、**防衛省外からの意見も踏まえ**、高い実効性を伴う取組を行うこと。加えて、今般の事案から得られた教訓が政府全体で共有されるよう、防衛省としても必要な全ての取組を行うこと。また、これらの取組について、審査会に報告すること。

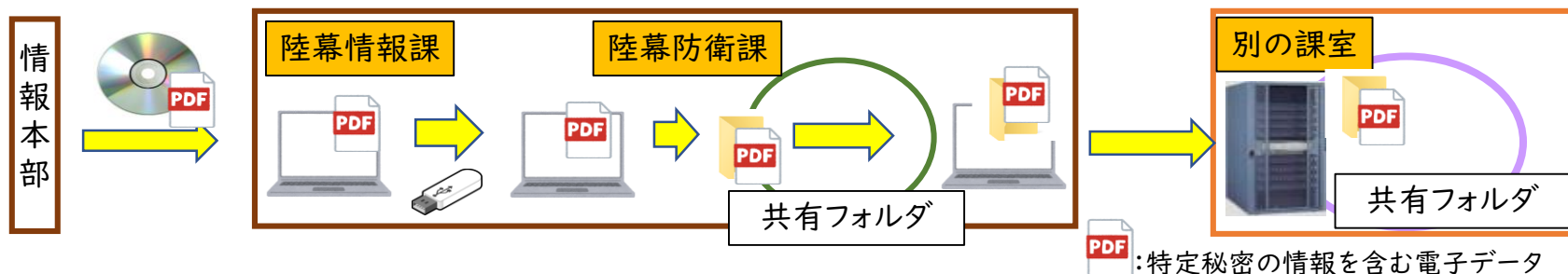
(略)

令和6年12月に公表した事案及び再発防止策の概要

防衛省において確認された特定秘密に係る事案

事案の経緯

- 勧告において、特定秘密の漏えい等が生じた事例がないか防衛省全体で徹底的に調査することとされたことを踏まえ、令和6年8月、他の行政機関から転入した職員への適性評価の実施状況について改めて全省的な点検を実施。その結果、防衛装備庁を含む他の行政機関から転入した職員が適性評価未実施のまま特定秘密を取り扱った事案などを確認。
- また、本来特定秘密を取り扱うことができない省内のネットワーク上の共有フォルダに特定秘密文書の電子データが保存されており、特定秘密保護法上の漏えいがあったものと評価した事案等を確認。



- いずれの事案についても特定秘密の部外への流出は確認されていない。

再発防止策の再構築

- これまでの特定秘密の情報保全事案について、広く事案の原因分析を行ったところ以下のとおり。
 - ① 部隊運用と情報保全の乖離
 - ② 総花的・画一的な教育など保全教育の在り方
 - ③ 制度の運用不備及び活用不足
 - ④ 保全業務の現場におけるヒューマン・エラーへの対応不足
 - ⑤ 防衛省における情報保全業務体制の不備
- 特定秘密等の保全事案が頻発している防衛省として、これまでの再発防止策が本質的な問題に切り込まない表層的なものとなっていたのではないかと問題意識を持ちつつ事案の調査を実施。その上で、再発防止策の策定に当たっては、**真に実効性のある再発防止策を構築**。

① 部隊運用の実情に即した情報保全の在り方の検討

部隊行動の実態と情報保全措置の間に乖離が生じていないかについて、検証、制度改正等を実施。

② 情報保全意識の向上及び情報保全教育の抜本的改善

被教育者のレベルや役職に応じた教育の実施及び確認試験等を通じた情報保全教育を徹底。

③ 既存の制度運用の改善・情報保全に関する制度の改正

特定秘密取扱職員の確実な指名及び適性評価の迅速な実施、定期検査などの運用改善。

④ 総合秘密保全システム(仮称)によるヒューマン・エラーの局限

適性評価の実施状況を一括管理し、適性評価未実施の職員を特定秘密取扱職員に指名できないようにするシステムの一部運用を今年度中に開始。

⑤ 防衛省における情報保全業務体制の強化

大臣官房参事官の新設、大臣官房公文書監理官への保全監察業務のタスキング、外部有識者会議の設置などを行い、体制を強化。

⑥ 特定秘密の漏えい事案等発生時の対応

特定秘密漏えいのおそれがある事案を認知した場合の更なる漏えいを防ぐための基本的措置を規則化。また、漏えい事案発生時には、引き続き、速やかに衆・参情報監視審査会に報告し、対外公表。